

# 令和7年度山形県若手大工育成支援プログラム支援対象者募集要領及び 山形県若手大工技能習得サポート事業募集要領

今年度新たに認定された若手大工の方のサポート補助金については、次年度（令和8年）4月以降の手続きとなります。詳細については、決定次第、改めてお知らせします。

## 山形県県土整備部建築住宅課

山形県では、若手大工の育成を図るため、入職から概ね5年間においてキャリア形成を集中的に支援する若手大工育成支援プログラムを定めるとともに、山形県若手大工技能習得サポート補助金を交付し、技能習得等に係る負担の軽減及び入職した大工技能者の離職防止と新規入職者の増加を図ります。

- 1 若手大工育成支援プログラムへの参加者を支援対象者として認定します。
- 2 支援対象者のうち、大工技能者として継続して就業し、資格等を取得した場合は、技能習得サポート補助金を交付します。
- 3 プログラム修了時に技能習得等が認められる場合は、修了証を交付します。

### 1 支援対象者の認定基準

以下の全てを満たす大工技能者を支援対象者に認定します。

- ① 県内に本店又は支店を有し、業として木造建築物の建設を営む県内の大工・工務店において大工技能者として就業し、かつ県内に居住していること
- ② 令和6年5月1日から令和7年4月30日までに入職し、令和7年4月1日現在で40歳未満であること。
- ③ プログラム修了まで継続して就業し、技能習得に励むこと

### 2 サポート補助金について

若手大工技能習得育成支援プログラムにおいて、支援対象者に認定され、次の表に該当する場合は、サポート補助金の交付を受けることができます。

#### サポート補助金交付対象者・交付額

補助金種別	就業について	技能講習、資格について
（就業1年） 令和6年度認定者 上限10万円	令和7年4月1日現在で大工として継続して就業していること。	サポート事業費補助金交付要綱別表第2に定める技能習得等を1つ以上の修了していること
（就業3～5年） 令和2～4年度認定者 上限20万円	令和7年4月1日現在で大工として継続して就業していること。	二級建築大工技能検定に合格していること。

(参考) サポート事業費補助金交付要綱付表

技能講習等	
1	特別教育
	・足場の組立て等特別教育
	・自由研削用といしの取替え等業務特別教育
	・玉掛け特別教育
	・高所作業車運転特別教育
	・移動式クレーン特別教育
2	技能講習
	・玉掛け技能講習
	・フォークリフト運転技能講習
	・高所作業車運転技能講習
	・小型移動式クレーン運転技能講習
	・木材加工用機械作業主任者技能講習
	・足場の組立て等作業主任者技能講習
	・木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
3	安全衛生・能力向上・実務向上教育
	・木造建築物解体工事作業指揮者等安全教育
	・丸のこ等取扱い作業従事者教育
4	その他
	・住宅省エネルギー技術講習

### 3 プログラムの修了基準

以下の全てを満たす支援対象者をプログラム修了と認定します。

- ① プログラム参加年度から3年以上継続して就業していること
- ② 二級建築大工技能検定に合格していること
- ③ 次のいずれかの技能習得が認められること
  - 1) 木造住宅のリフォーム工事の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
  - 2) 簡単なプレカット材の在来軸組木造住宅の現場責任者ができる
  - 3) 簡単な在来軸組木造住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
  - 4) 在来軸組の注文住宅の墨付け・手刻みの現場責任者ができる
- ④ 二級建築大工技能検定合格後2年の実務経験を有していること、または、プログラムの期間が当該年度で5年となること。

## 提出期間・提出方法

	提出期間 (土日・祝日を除く。郵送の場合は、 受付最終日の消印有効)	提出方法
1 支援対象者 認定申請※1	令和7年5月1日(木)～ 令和7年6月16日(月)	以下のうちいずれか  ●山形県庁建築住宅課へ郵送  ●山形県庁建築住宅課 又は各総合支庁建築課に持参
2 サポート補助金 交付申請・実績 報告※2	令和7年4月1日(火)～ 令和7年5月30日(金)	
3 プログラム 修了申請	令和7年4月1日(火)～ 令和7年4月25日(金)	

※1 定員 25名程度

### ※2 サポート補助金対象者

1年 … 令和6年度に認定を受けた方

3～5年(1回のみ) … 令和2年度から令和4年度までに認定を受けた方

【次年度以降の対象者については、決まり次第お知らせします】

### 提出窓口

(郵送又は持参)

山形県庁県土整備部建築住宅課営繕室 : 山形市松波 2-8-1 12階 (〒990-8570)

(持参のみ)

村山総合支庁建設部建築課 : 山形市鉄砲町 2-19-68 6階

最上総合支庁建設部建築課 : 新庄市金沢字大道上 2034 4階

置賜総合支庁建設部建築課 : 米沢市金池 7-1-50 5階

庄内総合支庁建設部建築課 : 三川町大字横山字袖東 19-1 3階

※メールでの提出を希望される場合は、「その他5 問い合わせ先」に記載した連絡先にお問い合わせいただきますと、個別に提出先を御案内いたします。

## 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、提出窓口または山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」より入手できます。

ホームページ名称	URL
山形県住宅情報総合サイト 「タテッカーナ」	<a href="https://www.pref.yamagata.jp/tatekana/professional/wakate-support.html">https://www.pref.yamagata.jp/tatekana/professional/wakate-support.html</a>



## 1 支援対象者認定申請

- ① 支援対象者認定申請書（プログラム実施要綱別記様式第1号）
- ② 顔写真1枚（縦3cm、横2.4cm）
- ③ 本人が確認できる書類等（運転免許証など）の写し
- ④ 勤務する大工・工務店の建設業許可通知書の写し（建設業許可を受けていない事業所の場合は、所在地が確認できる公的書類の写し）
- ⑤ 勤務する大工・工務店との雇用関係が分かる書類等（雇用保険証、健康保険証、雇用契約書など）の写し
- ⑥ 誓約書（プログラム実施要綱別記様式第2号）

## 2 サポート補助金交付申請・実績報告

- ① サポート補助金交付申請書兼実績報告書  
（サポート事業費補助金交付要綱別記様式第1号）
- ② 振込口座の分かるもの（任意様式）  
口座名義が申請者本人と異なる場合は、委任状（任意様式）
- ③ 技能習得等証明書（受講修了証、合格証書などの写し）
- ④ 就業実績調書  
（サポート事業費補助金交付要綱別記様式第2号）

## 3 プログラム修了申請

- ① プログラム修了申請書（プログラム実施要綱別記様式第6号）
- ② 継続就業及び技能習得に係る証明書（プログラム実施要綱別記様式第7号）
- ③ 二級建築大工技能検定合格証書の写し

認定基準及び申請書類については、「山形県若手大工育成支援プログラム実施要綱」もご確認ください。

## その他

### 1 技能習得の広報活動

プログラム修了された方は、氏名、就業する大工・工務店名、技能習得の様子などを県がホームページなどでPRしますので、ご協力くださるようお願いいたします。

### 2 申請内容の変更について

申請した内容のうち、以下の事項について変更があったときは、変更届（プログラム実施要綱別記様式第5号）を提出してください。

- ① 氏名又は住所
- ② 勤務する事業所の名称又は所在地

### 3 プログラム参加の辞退について

支援対象者は、プログラム参加を辞退しようとする場合又は認定基準を満たさなくなった場合は、次の書類を提出してください。

- ① 辞退届（プログラム実施要綱別記様式第9号）
- ② 認定証（原本）

### 4 提出期間・提出方法

その他2、3に係る書類は、その事象が生じた場合、すみやかに山形県庁建築住宅課へ**郵送**、又は山形県庁建築住宅課又は各総合支庁建築課に**持参**により提出してください。

※メールでの提出を希望される場合は、「5 問い合わせ先」に記載した連絡先にお問い合わせいただきますと、個別に提出先を御案内いたします。

### 5 問い合わせ先

山形県県土整備部建築住宅課営繕室 建築技術担当 Tel 023-630-2763